

# 豊橋市污水適正処理構想について



## 1. 豊橋市污水適正処理構想とは

豊橋市污水適正処理構想<sup>\*1</sup>（以下、単に「構想」という。）とは、污水を効率的に処理するため、各種污水処理施設<sup>\*2</sup>の整備予定区域を設定する構想です。下水道等の長期的な展望を示したものになります。

## 2. 污水処理施設とは

污水処理施設には、複数の家庭からの污水を集約して処理する集合処理<sup>\*3</sup>施設と、各家庭で処理する個別処理<sup>\*4</sup>施設があります。

表 豊橋市の各種污水処理施設

区分	種別	概要	事業区分
集合処理	公共下水道	主に市街化区域の下水道	公共下水道
	特定環境保全公共下水道	主に市街化調整区域の下水道	地域下水道 <sup>*5</sup>
	農業集落排水施設	市街化調整区域の農業集落等の下水道	
	コミュニティ・プラント等	市街化調整区域の住宅団地等の下水道	
個別処理	浄化槽 <sup>*6</sup>	各家庭に設置する污水処理施設	

注) 単独処理浄化槽、汲み取り便所は污水処理施設に含まれません。

污水処理にかかる費用<sup>\*7</sup>は、**集合処理では人口密度が低いと効率が悪いことから個別処理よりも割高になります**が、個別処理は人口密度に左右されません。持続可能な污水処理の運営するため、経済比較を基本として、污水処理施設の整備手法を適切に選定することが重要です。

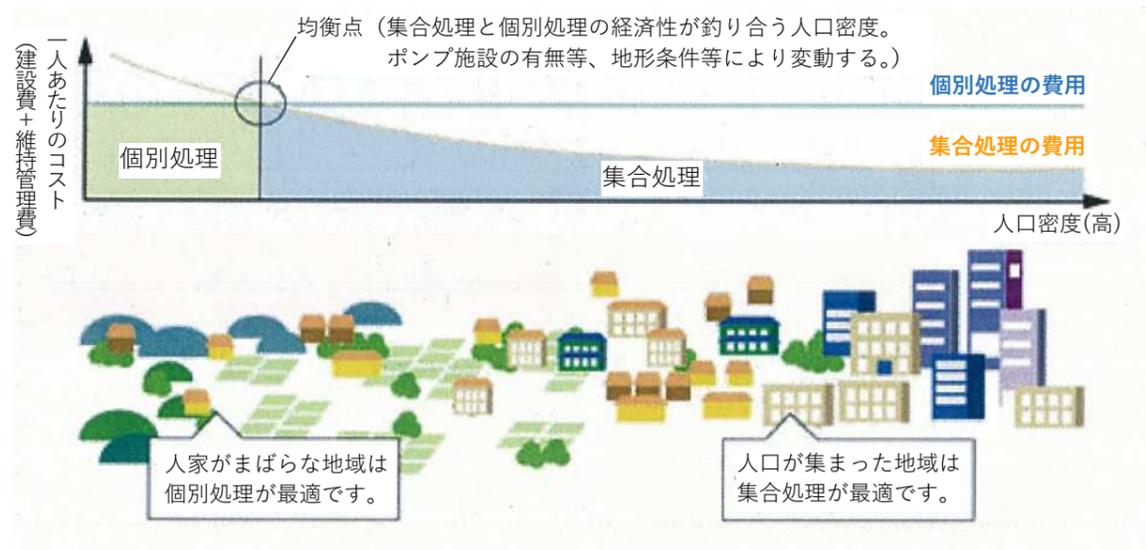


図 集合処理と個別処理の費用比較のイメージ

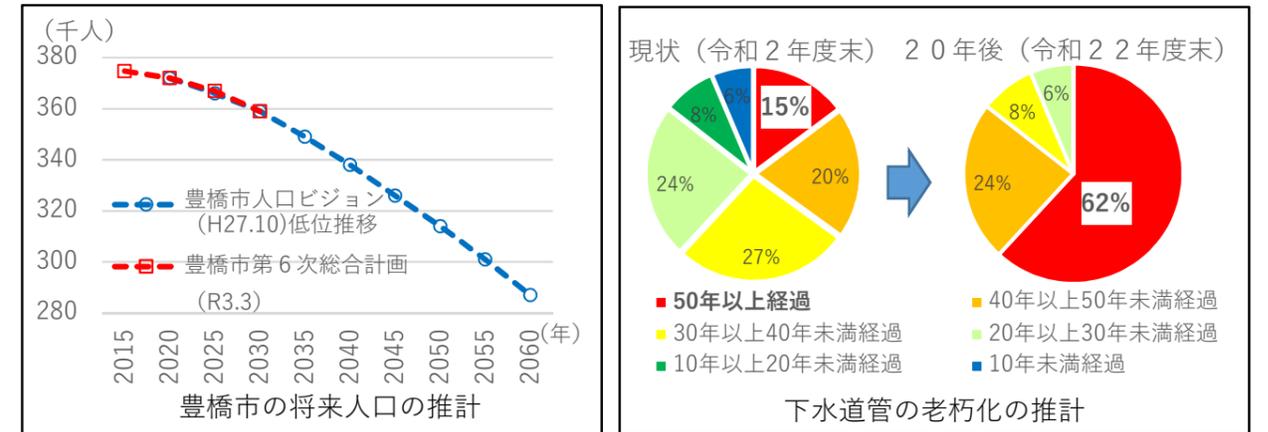
## 3. 污水処理の現況と課題

豊橋市の污水処理人口普及率<sup>\*8</sup>は、令和2年度末時点で約90%です。

構想は、平成27年度に人口減少等を踏まえた経済性、採算性により、集合処理区域の一部（約843ha）を個別処理区域に見直しています。

下水道事業では、平成31年4月に施設の老朽化にも対応するため下水道使用料の値上げをしました。

下水道事業の経営は今後も厳しさを増していくと想定していますが、人口減少と施設の老朽化への対応が重要な課題です。



## 4. 構想見直しの方針

人口減少に対応できる持続可能な污水処理を運営するためには、社会情勢の変化に応じ、各種污水処理施設の整備予定区域の点検と適切な見直しが必要です。

- 各種污水処理施設の有する特性を踏まえ、**経済比較<sup>\*9</sup>**を基本とします。
- 将来人口の減少予測を踏まえ、時間軸<sup>\*10</sup>の観点も勘案します。
- 豊橋市総合計画<sup>\*11</sup>や豊橋市都市計画マスタープラン<sup>\*12</sup>等との整合を図ります。

## 5. 構想見直しの結果

- 農業集落排水施設の未整備地区（約69ha）は全て個別処理区域にします。**
- 既整備地区の効率的な改築・更新や運営管理のため、処理場等の統廃合を進めます。
- 一部地域において、事業を変更しました。(R7.3)

見直し後の区域は「豊橋市污水適正処理構想(案)」のとおりです。

## 6. 今後の污水処理施設の整備

市街化区域の集合処理の未整備地区は、早期の完了を目指して順次整備を進めます。個別処理区域は、浄化槽設置整備事業補助金制度<sup>\*13</sup>を活用し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

整備済みの集合処理施設は、点検調査や改築を適切に行い、コスト削減を進めるとともに、統廃合の検討を続け、更なる事業の効率化を図ります。

今後も人口減少などの社会情勢を考慮しつつ、集合処理区域の見直しを行っていきます。

※：裏面に用語説明があります。

豊橋市污水適正処理構想について【資料編】

用語説明

番号	項目	説明
1	豊橋市污水適正処理構想	市全域で、污水処理施設の整備と運営を計画的、効率的に実施していくために、整備予定区域等を設定する構想のこと。 市町村ごとに策定する構想を取りまとめ、愛知県が全県域污水適正処理構想として公表している。
2	污水処理（施設）	下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等により污水を処理すること（施設）。単独処理浄化槽と汲み取り便所は含まない。
3	集合処理	下水道などで污水を集約して処理すること。市街地等において、1世帯当たりの事業費は、個別処理より効率的、経済的となる。
4	個別処理	各家庭の敷地に浄化槽を設置し、污水を個別処理する。家屋が散在した集落において効率的な整備が可能となり、事業規模によって1世帯あたりの事業費は変わらない。
5	地域下水道	豊橋市の事業区分。特定環境保全公共下水道と農業集落排水事業とコミュニティ・プラント等による下水道。
6	浄化槽	平成13年4月以降は、トイレからの污水と生活雑排水と一緒に処理する合併処理浄化槽のこと。なお、トイレからの污水だけを処理する単独処理浄化槽は污水処理施設に含まれない。
7	污水処理にかかる費用	「雨水公費、污水私費」の原則により、污水の集合処理の費用は下水道使用料等で賄う。
8	污水処理人口普及率	污水処理施設により污水を処理できる人口の総人口に対する割合。100%を目指す。（下水道普及率は公共下水道のみの普及率であり、100%にはならない。）
9	経済比較	建設費と維持管理費の合計額で比較する。人家がまばらな地域では、集合処理では管路延長が長い割高になり個別処理が経済的になる。
10	時間軸	令和8年度末までの污水処理の概成（10年概成）と、長期的な整備・運営管理方法を検討すること。
11	豊橋市総合計画	第6次豊橋市総合計画では、本格的な人口減少社会を迎えているという認識の下、基本構想の目指すまちの姿で、「まとまりのあるまちづくり」の推進を掲げている。
12	豊橋市都市計画マスタープラン	集約型都市構造への転換を図るため、居住誘導を促進し、まとまりのある都市づくりを進めることとしている。都市計画マスタープランの一部である「立地適正化計画」では、居住誘導区域等を定め、中長期的に居住の誘導を図ることとしている。（右図参照）
13	浄化槽設置整備事業補助金制度	単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽へ転換する方に対し設置費等の一部補助を行う制度。廃棄物対策課の所管。

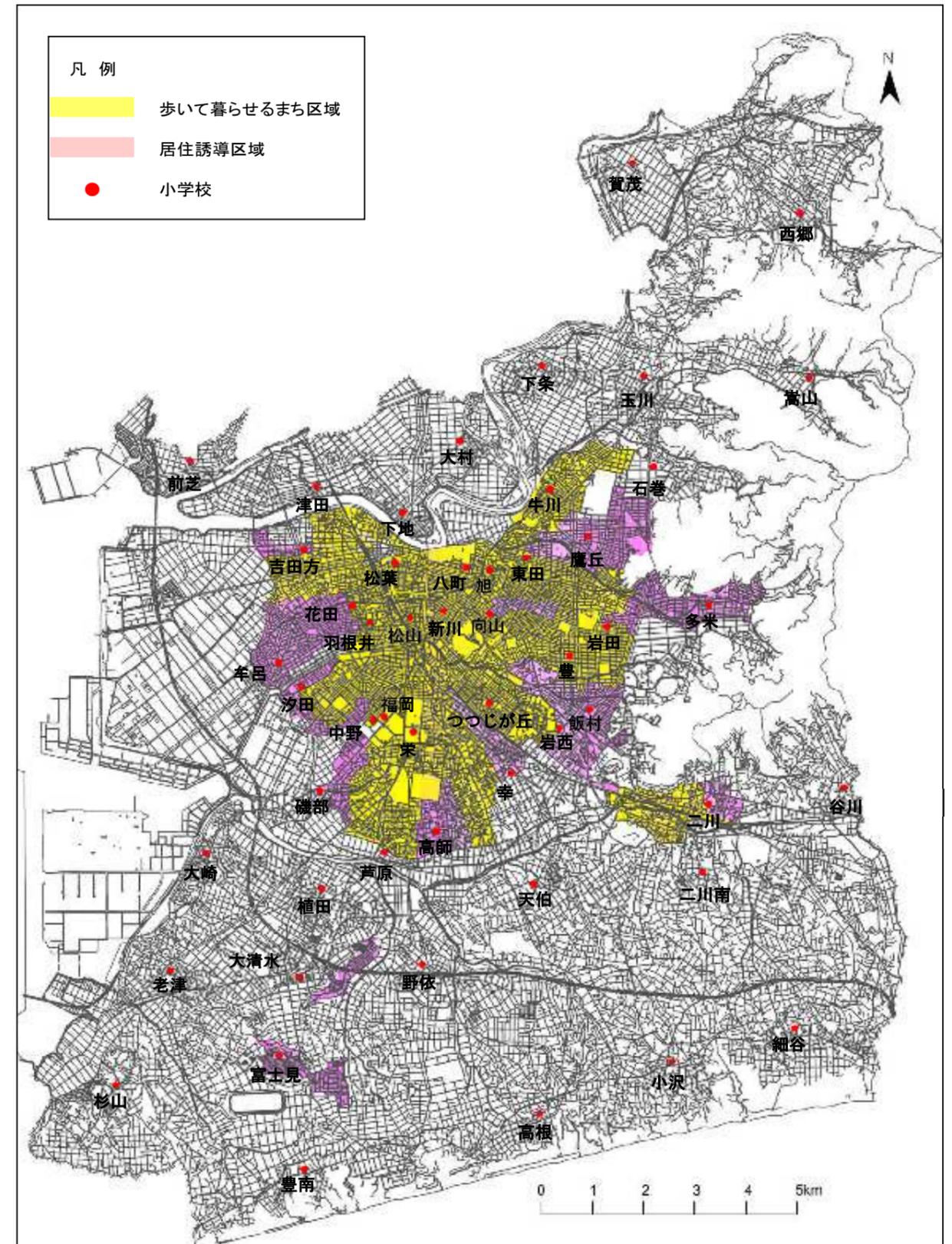
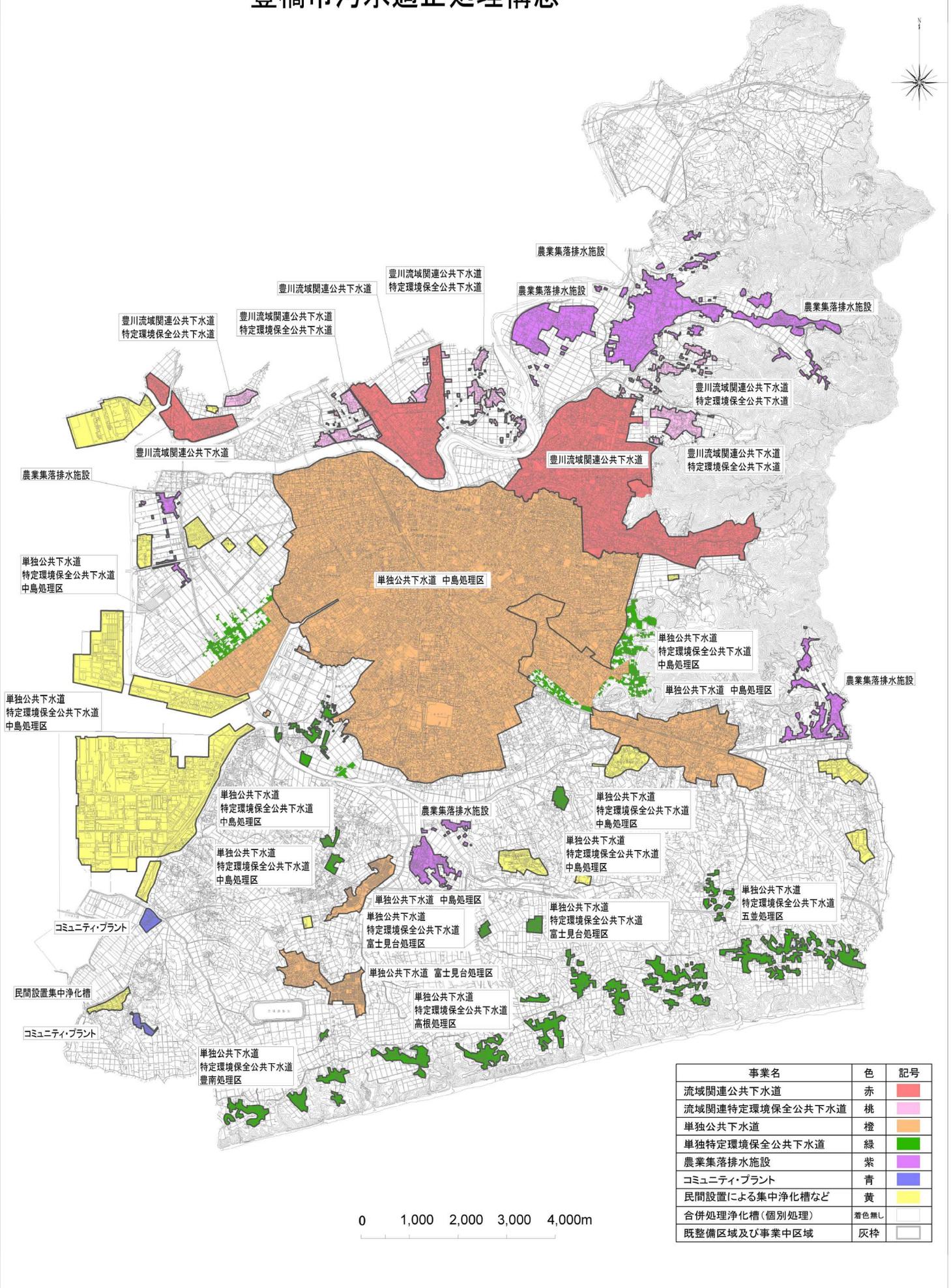


図 立地適正化計画（居住誘導区域及び歩いて暮らせるまち区域）

# 豊橋市污水適正処理構想



0 1,000 2,000 3,000 4,000m